

京丹波町議会の会派及び会派代表者会議設置規程

(趣旨)

第1条 この規定は、京丹波町議会（以下「議会」という。）の会派及び会派代表者会議（以下「代表者会議」という。）の設置に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 会派とは、町政に関する調査、研究等の活動を行うに当たり、政策を中心とした同一の理念を共有する議会内に結成された議員の団体であつて、2人以上の議員が所属し、かつ、次条の規定による届出があるものをいう。

(会派の届出)

第3条 会派は、名称及びその会派を代表する代表者を定めなければならない。

- 2 会派を結成したとき、代表者は、会派届（様式第1号）により、議長に届け出なければならない。ただし、一般選挙後、議長が選挙されるまでの間の届出については、議会事務局長に提出するものとする。
- 3 代表者は、その名称、代表者又は会派所属議員に変更が生じたときは会派変更届（様式第2号）により、また、会派を解散したときは会派解散届（様式第3号）により、議長に届け出なければならない。
- 4 前項の場合において、代表者に変更が生じたときは、新任の代表者が議長に届け出なければならない。

(代表者会議の設置)

第4条 議会に、会派間の意見の調整、連絡及び協議を行うために、代表者会議を置く。

- 2 代表者会議は、議長、副議長及び各会派代表者をもって組織する。ただし、会派に所属しない議員は、オブザーバーとして出席することができる。この場合、議長の許可を得て発言することができる。

(招集)

第5条 代表者会議は、議長が必要と認めた場合又は会派代表者から要請を受けた場合に招集する。

- 2 代表者に事故があるときは、その会派に所属する議員の中から代理者を

出席させることができる。

(代表者会議)

第6条 代表者会議は、議長が座長として議事を整理する。ただし、議長は必要に応じて座長を副議長にゆだねることができる。

2 代表者会議は、会派の代表者全員が出席しなければ会議を開くことができない。

(協議事項)

第7条 代表者会議の協議事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 会派間の調整に関する事
- (2) 各種委員等の調整に関する事。(法令に基づく議員及び委員)
- (3) 政策の調整に関する事。
- (4) 議会費に関する事。
- (5) 議員の慶弔及び福利厚生に関する事。
- (6) その他議長が特に必要と認めた事。

(議事の取扱い)

第8条 代表者会議の議事は、全会一致で決する。

(決定事項の報告)

第9条 会派代表者は、代表者会議の決定事項を、その所属する会派の構成員に報告するものとする。ただし、会派に所属しない議員に対しては、議長がこれを報告するものとする。

(傍聴)

第10条 傍聴の申出があるときは、原則としてこれを認める。

(秘密会)

第11条 座長は、代表者会議に諮って、秘密会とすることができる。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、代表者会議に諮って議長が定める。

附則

この規程は、平成29年9月25日から施行する。